

第四条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）			
名 称	根拠法	非課税の登記等	備 考

名 称	根拠法	非課税の登記等	備考
一 医療情報 基盤・診療報酬 審査支払 機構	医療情報 基盤・診療報酬 審査支払 機構（昭和二十三年法律第百二十九号）	事務所用建物（専ら自己の事務所の用に供する建物）をいう。以下同じ。）の所有権（賃借権を含む。以下同じ。）の取得登記（権利の保存、設定、転貸又は移転の登記をいう。以下同じ。）又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利（土地の所有権及び土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）の取得登記	第三欄の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。
一の二 外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	

一	同	上
同	上	同
上	同	上
事務所用建物（専ら自己の事務所の用に供する建物を含む。以下同じ。）の所有権（賃借権を含む。以下同じ。）の取得登記（権利の保存、設定、転貸又は移転の登記をいう。以下同じ。）又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利（土地の所有権及び土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）の取得登記		同
		上

十二 ～ 二十四 省 略	十一 削 除	二 ～ 十 省 略	一 の 三 ～ 一 の 五 省 略
			省 略
			省 略
			省 略

十二 ～ 二十四 同 上	十一 社 会 保 險 診 療 報 酬 支 払 基 金	二 ～ 十 同 上	一 の 二 ～ 一 の 四 同 上
	社会保険 診療報酬 支払基金 法（昭和 二十三年 法律第百 二十九号 ）		同 上
	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記		同 上
			同 上